大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会設置要綱

（名称）
第一条　本会は、「大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）
第二条　検討会は、大阪府が策定したシカ及びイノシシについての保護管理計画（以下「保護管理計画」という。）の実施方法、実施内容等について検討・評価を行うとともに、関係者の合意形成を図り連携して保護管理を推進することを目的とする。

（所掌）
第三条　検討会は、次の掲げる事項を所掌する。
一　保護管理計画の計画内容、管理目標、実行方法及び進捗状況等の検討及び評価に関すること。
二　シカ、イノシシの個体数管理のための年度計画の検討及び評価に関すること。
三　保護管理計画の見直しの検討に関すること。

（構成）
第四条　検討会は、別表１に掲げる委員で組織する。
２　検討会で協議すべき事案の整理、市町村との意見集約・調整のため、別表２に掲げる職員を幹事として置く。

（会長）
第五条　検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
３　会長は、会長が必要と認める者に対し意見を聴き、説明を求めることができる。
４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第六条　検討会の会議（以下「会議」という。）は、委員又は大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の要請により会長が招集する。
２　各種団体の委員は、あらかじめ会長の承諾を得て代理人を出席させることができる。
３　会長が認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（事務局）
第七条　検討会の事務局は大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課に置く。
２　事務局は、検討会の資料作成、検討結果のとりまとめ等、検討会の事務を処理する。

（その他）
第八条　この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。
２　会長は、検討会の運営に関し、必要に応じて委員の意見を求めることができる。

附　則
この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 28 年８月 25 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和３年６月 22 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年７月 13 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年７月４日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年９月 11 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年８月 29 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年８月 31 日から施行する。

別　表　1

分　　野	氏　　名	所属（役職等）
学識経験者	高柳　　敦	元 京都大学大学院　農学研究科　准教授
	仲谷　　淳	元 国立研究開発法人農研機構中央農業研究センター 上席研究員
	原田　正史	元 大阪市立大学大学院　准教授
農林業団体	蔵人　俊幸	大阪府森林組合　代表理事組合長
	戸野谷　益之	大阪府農業協同組合中央会　代表理事会長
狩猟団体	岸本　史朗	（一社）大阪府猟友会　会長
自然保護団体	夏原　由博	（公社）大阪自然環境保全協会　会長
関係行政団体	谷　智之	能勢町　まちづくり推進部　みどり環境課長
	藤井　靖之	高槻市　歴史にぎわい部　農林緑政課長
	堅木　康弘	柏原市　市民部　産業振興課長
	下神　幸博	河内長野市　都市環境安全局　地域資源循環部　環境政策課
	種畑　深紅	岬町　都市整備部　産業観光促進課長

別　表　2

農政室推進課長
みどり推進室森づくり課長
（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性研究部長
北部農と緑の総合事務所長
中部農と緑の総合事務所長
南河内農と緑の総合事務所長
泉州農と緑の総合事務所長
動物愛護畜産課長